

大阪府感染症対策審議会 新型インフルエンザ等対策部会 設置要綱

(設置目的)

第一条 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等の趣旨を踏まえ、大阪府感染症対策審議会規則（平成二十七年大阪府規則第八十四号。以下「規則」という。）第六条第一項第五号の規定に基づき、大阪府における新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等をいう。）の発生の予防及びまん延の防止のための総合的な施策を推進するため、大阪府感染症対策審議会（以下「審議会」という。）新型インフルエンザ等対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(職 務)

第二条 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 特措法第七条第八項において準用する同法第六条第五項の規定に基づく意見
- 二 前号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見

(組 織)

第三条 部会は、審議会の会長が指名する委員十五名以内で組織する。

- 2 委員の任期は二年（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員は、前任委員の残任期間とする。なお、委員は、再任を妨げない。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。
- 4 部会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総括するとともに、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 6 副部会長は、部会長が指名する。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会 議)

第四条 部会は、部会長が招集し、主宰する。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 規則第六条第六項の規定に基づき、前項の規定による部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報 酬)

第五条 委員の報酬の額は、附属機関委員等の報酬の額に基づき支払うものとする。

(費用弁償)

第六条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第七条 部会の庶務は、健康医療部保健医療室医療対策課において行う。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。